

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年9月から同年11月までの期間及び2年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年10月まで

私は、平成元年9月にA市に転入した際に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は窓口で勧められた口座振替により納付してきた。

また、口座振替による納付が間に合わない期間の国民年金保険料は、納付書を作成してもらい銀行で納付するなど、国民年金の加入手続を行ってからは国民年金保険料を全て納付している。

申立期間が未納又は充当の記録となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、14か月と比較的短期間である上、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年9月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、その直後の申立期間が未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行ってからは国民年金保険料を全て納付した。」と述べているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる平成元年9月以降については、申立期間以外に未納は無い上、申立人は、国民年金と厚生年金保険又は共済組合との切替手続を複数回、適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人は、「平成元年9月にA市に転入した際に国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料は窓口で勧められた口座振替により納付し
た。」と述べているところ、A市では、平成元年4月及び同年9月の広報誌
に口座振替を勧めるチラシを入れているなど、口座振替を推進していたこと
が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
平成元年9月から同年11月までの期間及び2年1月から同年10月までの期
間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立人は、申
立期間のうち、元年12月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認
められる。

福島厚生年金 事案 1146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月31日から同年10月6日まで

私は、昭和21年2月にA社に入社して以来、51年3月31日に退職するまで、工場間の転勤はあったものの正社員として継続して勤務し、30年永年勤続の表彰も受けた。勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場は昭和25年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の適用欄に「全員転勤」の記載及び申立人の資格喪失日欄に「転勤」の押印があることから、A社における資格取得日を同年8月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年1月5日から32年5月10日までの期間及び33年8月15日から34年4月5日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月5日から32年5月10日まで
② 昭和33年8月15日から34年4月5日まで
③ 昭和37年10月1日から42年1月1日まで

60歳の年金裁定の際、申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。

脱退手当金を請求したことも、受給したことも記憶に無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人と同時期に申立事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚の脱退手当金の受給記録の状況及び複数の同僚の記憶により、申立事業所においては、事業主による代理請求の可能性はうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある別の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。未請求となっている被保険者期間（以下「未請求期間」という。）と申立期間①及び②の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、未請求期間に係る厚生年金保険被保険者台帳及び支給記録がある申立期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容から、未請求期間と申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、

当初異なっていたものが未請求期間に係る記号番号に統合されたことが確認できるところ、統合されたのであれば、未請求期間に係る被保険者台帳に記載されるべき申立期間①及び②に係る被保険者記録が記載されていない上、統合前の申立期間①及び②に係る被保険者台帳も保管されていないなど、申立期間①及び②に係る申立人の年金記録の管理が適正に行われていなかった事情がうかがわれる。

一方、申立期間③については、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示及び「42.2」の表示が確認できるとともに、申立期間③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間③に係る事業所を退職した直後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、加入しておらず、「申立期間③に係る事業所を退職した際には、転職することは考えていなかった。昭和52年頃に役所から連絡があるまでは国民年金の加入手続を行った記憶は無い。」と述べている申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、前述のとおり、申立期間より前にある別の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求期間は、申立期間①及び②と同一の記号番号で管理され、申立期間③とは別の記号番号で管理されていたものであることを踏まえると、未請求期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 21 日から 37 年 12 月 21 日まで
② 昭和 37 年 12 月 21 日から 39 年 7 月 16 日まで

私は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったが、この期間について脱退手当金が支給されていることとなっている。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある別の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が最初に就職した事業所での被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日である昭和 39 年 7 月 16 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者 7 人に対し同僚照会を行い、4 人から回答があったところ、「事業所から脱退手当金の説明を受けた。」と記憶している同僚はいない上、前述の 4 人のうち、申立人と同時期の同年 7 月に被保険者資格を喪失し、喪失日から約 8 か月後に脱退手当金の支給決定がなされている同僚は、「脱退手当金については、事業所から説明を受けたのではなく、同事業所退社後、近所の友人から教えてもらった。脱退手当金の受給手続については、自身又は家族が行ったと思う。」と述べていることから、事業主による代理請求が行われていた

事情はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、年金事務所から通知が送付されてきた際に、初めて申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある別の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日である昭和 38 年 1 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者 9 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人以外に脱退手当金の支給記録のある者は 1 人のみであり、当該被保険者については、資格喪失日からおおむね 2 年後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月4日から26年6月頃まで
② 昭和26年8月15日から29年12月頃まで

私は、昭和22年8月25日から26年6月頃まではA社B工場に、同年7月1日から29年12月頃まではC社D工場に勤務していた。

しかし、「ねんきん特別便」で確認したところ、A社B工場では昭和22年8月25日から同年12月4日までの期間、C社D工場では26年7月1日から同年8月15日までの期間しか厚生年金保険被保険者となっていないことが分かった。

調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は既に解散しており、当時の資料等も保管されておらず、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、A社B工場を退職した経緯について、「労働争議があり、その後2か月ほどして会社が倒産したので退職した。」と述べているところ、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和22年12月4日付けで同社同工場が事業を休止し、申立人を含む被保険者41人全員が同日付けで被保険者資格を喪失したことが確認できる上、同僚の一人も、「当時、待遇の改善を求めて団体交渉を行ったところ、工場が閉鎖され、操業を停止する旨を会社側が通告してきたので、会社側の通告に逆らい操業を継続する方法で労働争議を行った。私は、労働争議の責任をとり、昭和22年12月頃に退職した。」と述べている。

さらに、申立期間①に係る給与について、申立人は、「会社を辞める際、

2か月分の給与の不払があった。」と述べている上、前述の同僚は、「労働争議中は、給与が支払われなかったので、E組合等に直接製品を購入してもらった代金を給与の代わりとしていた。」と述べているなど、給与が支払われていなかった状況がうかがわれる。

加えて、A社B工場が再び厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年6月25日以降に同社同工場において被保険者資格を取得している者に照会したところ、回答のあった4人のいずれも申立人を記憶していないことから、同社同工場が再び適用事業所となった以降の期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②については、C社では、当時の資料等を保管しておらず、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②当時に被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会したところ、回答のあった29人のいずれも申立人を記憶していないことから、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、そのうちの一人は、「私が入社した昭和26年頃は仕事が減少し始めた時期で、同時期に入社した女性のほとんどが早期に退職した。」と述べている。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立人が記憶している同僚二人の氏名は確認できない上、前述の被保険者のうち、複数の者が、「臨時工として会社に直接雇われた者も、下請の所属とされることがあり、下請の所属の者は社会保険には加入していなかったと思う。」、「出来高払の請負で勤務している者も多くいた。歩合が高いことから、正社員から請負になる者も少なくなかった。」と述べていることから、当時、C社D工場では、必ずしも勤務していた者全てを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 3 月 10 日まで

私は、申立期間にA社B支店に勤務していたが、年金事務所から通知が送付されてきた際に、初めて申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日である昭和 38 年 3 月 10 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている女性被保険者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある 5 人のうち 4 人について、資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうち 3 人の支給決定日が同一であることが確認できる。

また、当時、A社B支店において社会保険事務に携わっていた同僚が、「社会保険事務は直属の上司が行っており、退職者の申出により、会社で脱退手当金の請求を行っていたことを記憶している。社会保険事務所（当時）に届出様式を取りに行ったこともある。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 4 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。